

平成26年11月25日

株主の皆様へ



株式会社 **コジマ**

第52期期末配当に関するご説明

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社は、本日開催の第52期定時株主総会において、第52期期末配当を実施することを決議し、平成26年11月26日より配当金のお支払いを開始することといたしました。

当該配当金は、金額「その他資本剰余金」を配当原資としており、「利益剰余金」を配当原資とする配当とは税務上の取扱いが異なりますので、そのお取扱い等についてご案内させていただきます。

今回の配当金は、金額が「その他資本剰余金」からの配当となり、税務上の「資本の払い戻し」に該当します。そのため、「みなし譲渡損益」が発生することとなりますが、税務上の配当所得には当たらないため、源泉徴収の対象にも、配当控除の対象にもなりません。確定申告の際にはご注意くださいようお願いいたします。

なお、以下に説明いたしますとおり、株主の皆様が保有されている当社の株式の具体的な「取得価額」や「みなし譲渡損益」の計算、今後のご売却による譲渡所得税額の計算については、株主の皆様の個々のご事情によって異なりますので、大変お手数ですが、現にお取引のある口座管理機関（証券会社等）、最寄りの税務署または税理士等にご相談いただきますようお願いいたします。

また、証券会社で「特定口座」をご利用の株主様の「取得価額」の調整方法等につきましては、口座の種類により処理方法が異なりますので、お手数ですがお取引の証券会社にご確認くださいませよう重ねてお願い申し上げます。

敬 具

このお知らせは、今回の配当金に関する税務上のお取扱い及び税法の規定により株主の皆様にご通知すべき事項等についてご説明するものであり、配当金のお取扱いの全てを網羅するわけではございません。税務申告等の要否または具体的な計算につきましては、株主の皆様個々のご事情によって異なりますことから、ご不明の点につきましては、恐れ入りますが末尾記載のご照会先までご確認くださいませよう、お願い申し上げます。

また、このお知らせは、株主様が今後当社の株式を売却する場合の「取得価額」の証明になりますので、保管くださいますようお願い申し上げます。なお、このお知らせは当社ウェブサイト（アドレス <http://www.kojima.net/>）にも掲載いたします。

1. 今回の配当金の税務上の取扱いについて

(1) 今回の配当金の所得区分について（所得税法第24条、第25条等）

- ・今回の配当金は全額が「**その他資本剰余金**」からの配当になります。税法上、資本剰余金からの配当は資本金等の額からなる部分が、「**資本の払戻し**」、資本金等の額以外の金額からなる部分が「**みなし配当**」とされますが、今回の配当金は全額が資本金等の額からなる部分からの支払いとなるため、「**みなし配当**」部分はありません。
- ・税法では、「**資本の払戻し**」は株主の皆様が保有する当社株式の一部を当社に譲渡したものとみなされるため、税法上これを「**みなし譲渡**」と呼んでいます。「**みなし譲渡**」については、譲渡所得の確定申告や、株式の取得価額の調整（減額）が必要になる場合がございますのでご注意ください。
- ・今回の配当金は、全額が「**みなし譲渡**」による収入金額とみなされることになり、「**源泉徴収あり**」の特定口座で保管されている株式であっても、すべて一般口座での株式等に係る譲渡として取扱われますので、譲渡所得に対する源泉徴収は行われません。また、確定申告における配当控除の対象にもなりません。確定申告の際はご注意ください。

(2) みなし譲渡損益について（租税特別措置法第37条の10）

- ・税法の規定により、株主の皆様には、当社株式の一部の譲渡があったものとみなされるため、「**みなし譲渡損益**」が生じます。
- ・以下の「①収入金額とみなされる金額」から「②みなし譲渡相当部分の取得価額」を控除した金額が譲渡所得等に該当します。
- ・今回の配当では、**みなし配当額は「0円」、純資産減少割合は、「0.008」となります。**

みなし譲渡損益の計算方法

①収入金額とみなされる金額	=	払戻し等により取得した 金銭等の価額の合計額	-	みなし配当額 (0円)
②みなし譲渡相当部分 の取得価額	=	従前の取得価額の合計額	×	純資産減少割合 (0.008)
③みなし譲渡損益 (①-②)	=	①収入金額とみなされる 金額	-	②みなし譲渡相当 部分の取得価額

※具体的なみなし譲渡損益の計算につきましては、最寄りの税務署または税理士等にご相談ください。

(3) 取得価額の取扱いについて（所得税法施行令第114条第1項）

- ・税法の規定により、株主の皆様のご当社の取得価額が調整されます。
- ・調整式は、以下のとおりとなります。純資産減少割合は、「0.008」となります。

取得価額の調整方法

$$\boxed{\text{1株当たりの新しい取得価額}} = \boxed{\text{1株当たりの従前の取得価額}} - \left[\boxed{\text{1株当たりの従前の取得価額}} \times \boxed{\text{純資産減少割合 (0.008)}} \right]$$

※証券会社で「特定口座」をご利用の株主の皆様のご調整方法等につきましては、口座の種類により処理方法が異なりますので、お取引の証券会社にご確認ください。

※証券会社の「特定口座」をご利用でない場合は、上記の計算式により取得価額を調整していただく必要がございます。

(4) 個人株主の皆様へのご通知事項

所得税法施行令第114条第5項に規定する事項	ご通知事項
純資産減少割合（資本の払戻しに係る所得税法施行令第61条第2項第3号に規定する割合）	0.008 (小数点以下第3位未満切上げ)

(5) 法人株主の皆様へのご通知事項

法人税法施行令第23条第4項に規定する事項	ご通知事項
金銭その他の資産の交付の起因となった法人税法第24条第1項各号に掲げる事項	資本の払戻し
その事由の生じた日	平成26年11月25日
みなし配当額に相当する金額の1株当たりの金額	1株当たり0円

法人税法施行令第119条の9第2項に規定する事項	ご通知事項
純資産減少割合	0.008 (小数点以下第3位未満切上げ)
資本の払戻しにより減少した資本剰余金の額	311,648,380円

2. その他の参考情報

今回の配当（「利益剰余金」を原資とせず「その他資本剰余金」を原資とする）に伴い、株主の皆様には通常（「利益剰余金」を原資とする配当）と異なる処理をいただく事項について

- 「みなし譲渡損益」の計算が必要になります。
税務上の「資本の払戻し」に係る「みなし譲渡損益」の課税については、特定口座での計算対象には含まれませんので、確定申告が必要となる場合がございます。
ただし、証券会社によっては計算対象とする場合もございますため、現にお取引のある証券会社にご確認をお願いいたします。

- 「取得価額の調整」が必要になります。
現にお取引のある口座管理機関（証券会社等）にご確認をお願いいたします。

本件に関するご照会先

- (1) 税務上の取扱いまたは税務申告等に関するご照会・ご相談
最寄りの税務署または税理士等にご相談ください。

- (2) 株主様各位の取得価額の調整に関する具体的なお照会
現にお取引のある口座管理機関（証券会社等）にご確認ください。

- (3) その他株式に関する一般的なご照会
みずほ信託銀行株式会社 証券代行部
電 話：0120-288-324（フリーダイヤル）
受付時間：9:00～17:00（土日祝日を除く）